

# 相続・贈与・遺贈

## セカンドライフの安心設計

～退職後の不安を解消～

平成25年6月29日 13:30~15:45

於:パスレル保谷

主催:NPOプラス・ド・西東京

西東京市ライフプラン研究会代表  
ファイナンシャルプランナー/行政書士

原 孝雄

<http://www.takaoffice.org/anshin/>

# 自己紹介

 CFP/1級FP技能士  
 行政書士/入管申請取次者

**原 孝雄**  
Hara Takao



---

行政書士 原 孝雄 事務所  
〒202-0012 東京都西東京市東町3-2-31  
Tel/Fax 042-423-5705  
Email : hara@takaoffice.org  
URL : <http://takaoffice.org/gyousei/>

- 現役時代はIT系コンサルタント（エンジニア）
- 2006年 地域社会への復帰のためFPの勉強開始
  - 2009年 CFP認定、1級FP技能士
  - 2010年 行政書士事務所開設

- 2009年地域デビュー
- セミナー実績
  - 2011年「セカンドライフの安心設計」(全7回)
  - 2012年「セカンドライフの安心設計」(全3回)
  - 「親子deおこづかいゲーム」(2回)

西東京市 民生委員・児童委員  
編集委員会委員長 児童福祉部会副部会長

**原 孝雄**

担当地域 東町三丁目  
西東京市東町3-2-31 042-423-5705

■ 地域活動

西東京市	社会教育委員	市民委員
西東京市	社会貢献型後見人	受任中
西東京市	ふねまち「クリーンあけぼの」	代表
西東京市	ライフプラン研究会	代表
西東京市	太極拳協会	会長
NPO法人	東京太極拳協会	監事

# セミナー日程

	日時	テーマ
1	4月20日(土) 13時30分～15時45分	年金・医療・介護はいくら？ (セカンドライフの必要資金は？)
2	6月29日(土) 13時30分～15時45分	相続・贈与・遺贈 (誰に何をどう遺すか？)
3	8月24日(土) 13時30分～15時45分	遺言・エンディングノート (遺言を実際に書いてみましょう！)

2015年1月から  
相続税が上がる！

- \* 各テーマは1回ごとに完結します。テーマ毎に参加可能です
- \* 具体的事例については、別途個別相談を行います。

# 相続・贈与・遺贈

1. 相続が争族へ
2. 相続、贈与、遺贈
  - 相続税と贈与税の基礎
  - 高齢世代からの資産移転
    - 相続税と贈与税の一体化
3. 相続手続の流れ
4. 相続人の確定
  - 法定相続人の範囲と順位
5. 相続財産の確定・評価
  - 不動産、動産
6. 相続税額は幾ら
7. 遺産分割協議
8. 節税対策・納税資金対策
9. 相続対策必要度チェックリスト

## • 通常の相続対策

### – 老後対策

- 本人の生活設計
- 配偶者の生活設計

### – 遺産分割対策 (遺産争族の防止)

### – 節税対策

### – 納税資金対策

## • 事業継承対策

### – 通常の相続対策

### – 後継者対策

### – 自社株対策

争族になったら  
節税も納税資金対策  
もうまくいけません

# 1. 相続が争族へ(高齢化・単身世帯の影響)

- 人生いろいろ時代
- 家族の変容
  - 単身世帯、夫婦のみ世帯
  - 子どもがいない世帯
  - 家族の複雑化 未婚、(晩年)離婚、再婚
    - 見ず知らずの兄弟姉妹の登場
    - 複雑な感情を持つ甥姪(代襲相続人)の登場
- 高齢化
  - 65歳時点の資産の保持か活用か
  - 誰が面倒をみるか 墓・高齢者・財産
    - 財産を残さない親 長生きのリスク
- 子どもがいない世帯の相続
- 高齢者の親族の特定の難しさ

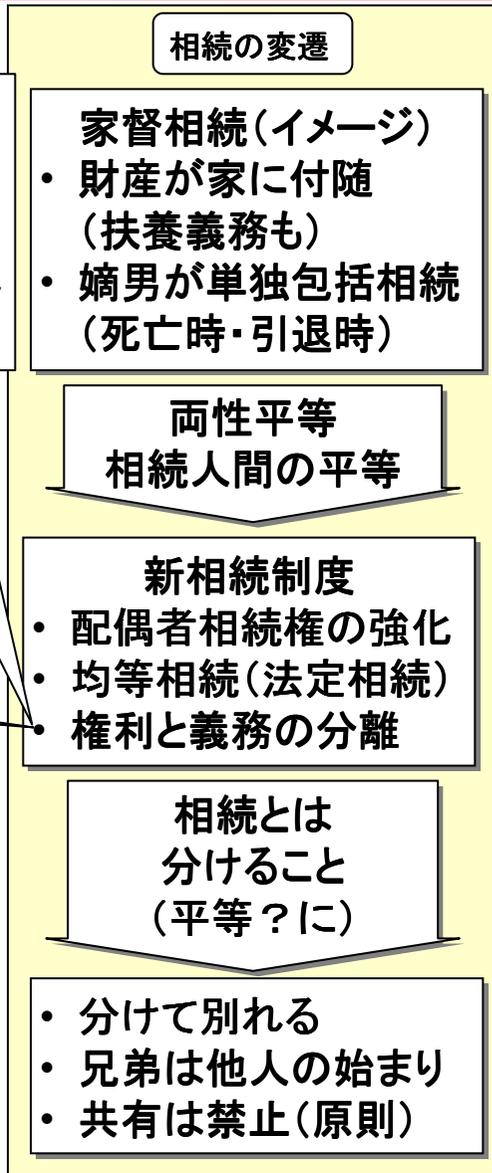
私的扶養(民法):  
扶養義務を負うのは、  
原則として「直系血族」  
と「兄弟姉妹」であり、  
特別な事情がある場合  
には「3親等内の親族」

財産は欲しいが、(母)親はいらない

長生きのリスク

逆縁も想定を

金がないのは首がないのと同じ



# 1. 高齢者社会が要因で争いになる

- いとこ同士の相続はこじれやすい
  - 父より先に子どもが死亡→代襲相続人(いとこ同士)が増え  
→纏まる話も纏まらないリスクが増大
- 分割協議の間に次の相続が起こる
  - 協議は振り出しへ戻る
- 高齢者(父)の再婚を心から喜べない
  - 入籍1週間の妻も法定相続分は1/2
- 養子縁組は両刃の剣
  - 節税対策より骨肉の争いへ←離縁は容易でない
- 代襲相続で、母は無財産に
  - 母親は、子供と喧嘩できない
- 遺産分割の先送り
  - 相続人が増加するリスクが増える(当初の相続人が死亡)
  - 状況が変わると各相続人の考え方も変わる

# 1. 相続相談件数

「相続揉め」の原因は損得だけではない

→感情が理屈(勘定)に優先

- 年間死亡者 約 120万人
- 相続税納付件数 約 5万件
- 相続相談件数 約16.6万件⇒17万件突破
- 遺産分割調停件数 約 1.1万件 3割が1年以上
- 遺産分割審判件数 約 2千件

揉めそう？

- 財産が自宅(5000万円)＋金融資産(3000万円)
- 推定相続人は妻(1/2)と二人の子供(各1/4)

分けられる財産、分けられない財産

- 自宅、自社株、賃貸物件(ローン付?)、現金・預金・株式
- 少ない財産だからこそ揉める(分けられないから)

# 1. 遺産の分け方次第で争いになる

- 「法定相続分」は「“法廷”相続分」 → 最後の手段
- 死亡により財産は共有になり、勝手に処分できない
- 財産の共有はイザという時、自由にならない
- 生前に貰ったものは、きちんと自分で管理しておくこと
- 小さなものを隠すな
- 相続人は税務署より怖い
- 同族会社の株主といえども油断大敵
- 安易に弁護士に相談すると、かえって揉める

## 遺産分割の基準(民法906条)

遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする

# 1. 相続争いの回避策(1)⇒遺言の作成

- 遺言は遺産分割に優先します  
(遺書とは違います)

エンディングノートも争族防止に有効です

- 遺言自由の原則

– 私たちは、自分の財産を遺したい人に遺したいだけ自由に遺すことができます

遺言が優先します。内容は自由です。が、感情まで考慮しないと、争族は残ります

- 遺留分

– 但し、一定の相続人(除く、兄弟姉妹)には一定の割合が法律で保証されています。遺言でも侵害できません。

遺言としては有効

遺留分を侵害する場合は妥当性ある説明を  
「特別受益の持戻し免除」の場合は要注意  
寄与(遺産から除外→遺留分が減る)の実情への言及は要注意  
相続人の廃除(遺留分を与えたくない)は容易でない

# 1. 相続争いの回避策(2)

⇒生前に贈与する

- 理由や気持ちを直接伝えられる
- 資産を時間的に長く有効活用できる(節税にもなる)
- 本当に必要としている人に財産を渡せる

⇒生前に遺留分を放棄させる(人の心は変わる)

- 遺留分を有する相続人は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄できる(相続開始後は、自由に放棄できるが)
  - 放棄が本人の自由意志によること
  - 放棄の理由に合理性と必要性があること
  - 代償性があること(放棄と引換に現金を貰うなど)
- 特定の相続人に集中的に相続させるのに有効
- 被相続人は、その遺留分放棄者の持分をゼロにする旨を遺言に明記する必要がある(相続権は失わないので)

## 2. 相続・贈与・遺贈

- **相続税**は、相続・遺贈(含死因贈与)により財産を取得した場合
- **贈与税**は、個人から贈与により財産を取得した場合にかかる
- 贈与税は、相続税の補完税。相続税逃れを防ぐのが目的
- 両税は密接に関係→一つの法律(相続税法)の中で規定
- 両税共、課税価格が基礎控除額を超えると課税される
  - 贈与税:110万円/暦年、相続税:5000万円+1000万円×法定相続人数
- 贈与税の性格上、その負担は相続税より重い

贈与税の税率(超累進性)

課税標準	税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

国民の  
個人預  
金額  
1500兆  
円の内、  
1000兆  
円は60  
歳以上

相続税の税率

課税標準	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

- 高齢世代からの資産移転→相続税と贈与税の一本化
  - 相続時精算課税制度が創設(平成15年)→暦年課税制度と2本立て
  - 教育資金贈与信託の創設(平成25年4月)
  - 相続税の増税(控除額縮小、税率アップ)。暦年贈与税の減税(平成27年)

## 2. 「預金の名義」や「贈与」に関する勘違い

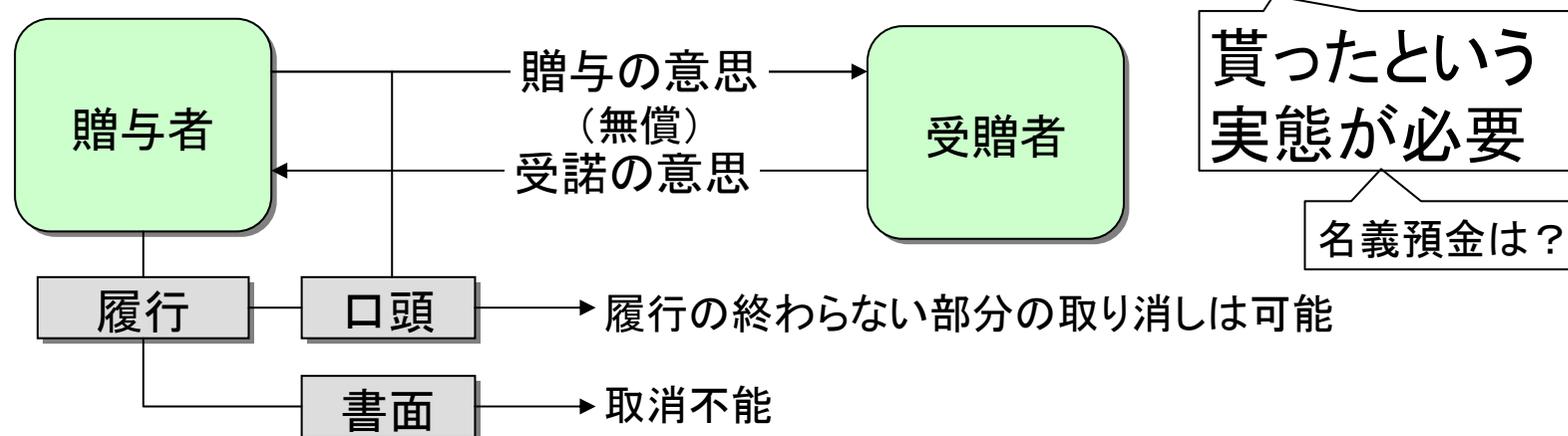
- ・ 亡くなった人「名義」ではない預金には、相続税はかからない
- ・ 家族の預金口座にお金を移したら、贈与税がかかる
- ・ 贈与税がかからないように、年間110万円以下の範囲内で、家族の口座にお金を移している
- ・ 贈与の証拠を残すため、あえて111万円を振り込んで、税務署に贈与税の申告書を提出し、贈与税を1000円納めている
- ・ お金を移した後、税務署が何も言っていなければ、贈与税は時効になる
- ・ 夫が稼いだお金は夫婦二人のものなので、夫婦の間で贈与なんてありえない

### ・ 贈与の事実を立証するための3要件

- ①贈与契約書（一括贈与としない）
- ②印鑑・通帳の管理や支配、自由な使用収益（注意：妻、娘旧姓名義）  
－子や孫の印鑑や通帳を親が保管しない。認印は避ける。払出し実績を作る
- ③贈与税の申告納税（あえて、贈与税申告が必要な額を贈与する）

## 2.1 贈与税の基本

- 贈与は、贈与者と受贈者の双方の意思が必要



▶ 夫婦間の贈与契約は、婚姻中は第三者の権利を害しない限りいつでも夫婦の一方から取り消し可能

- 贈与の種類

- 定期贈与: 毎年100万円ずつ20年間贈与する 連年贈与の危険
- 負担付贈与: 土地をあげるが、借入金の一部を負担
- 死因贈与: 死んだらあげる → 相続税の課税対象
- 通常の贈与: 上記以外 (契約後すみやかに引渡し)

## 2.1 贈与税の課税財産

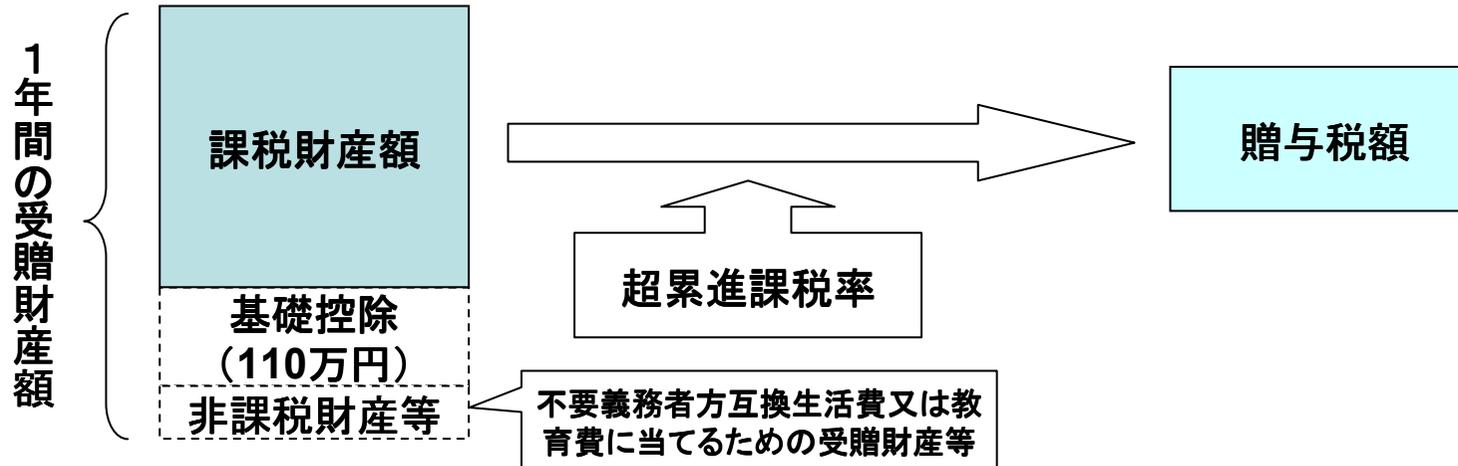
- 本来の贈与財産  
贈与契約で貰った財産＋金銭で見積ることができるもの  
評価方法：相続税評価額による（贈与税評価額はない）
  - － 土地：路線価方式→路線価で評価（一般に公示価格の8割程度）
  - － 建物：固定資産税評価額（一般に公示価格の7割程度）
- みなし贈与財産  
形式的には贈与でなくても、実質的に贈与を受けたと同じ経済効果がある場合
  - － 信託財産：委託者以外を受益者とする信託行為の信託受益権
  - － 生命保険金：満期等により取得した生命保険金等  
保険料負担者以外の人が受取人の場合（死亡保険金の場合は、保険料負担者≠保険金受取人、かつ保険料負担者≠被保険者）
  - － 定期金（年金のように一定期間、現金などの給付を受ける権利）
  - － 低額譲受：親族間での一般的な取引価格よりも安く土地・建物の売買  
同族会社での第三者割当増資の場合
  - － 債務免除等：通常、贈与税は掛からない
  - － その他利益の享受：離婚等による財産の取得、無利子の金銭貸与等、負担付贈与等（負担額が第三者の利益になる場合）、共有部分の放棄

## 2.1 贈与税がかからない非課税財産

- 非課税の理由
  - 二重課税の回避
  - 社会福祉政策上の配慮
  - 扶養関係等、など
- 非課税財産の種類
  - 法人からの贈与により個人が取得した財産  
→ 所得税の対象
  - 扶養義務者から生活費や教育費として贈与を受けた財産  
→ 通常必要と認められるもの。預金したり有価証券や不動産の購入資金に充てた場合は課税される
  - 公職選挙の候補者が贈与により取得した財産
  - 特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権 → 6千万円
  - 社交上必要と認められる香典・祝い物・見舞金等
  - 相続開始前3年以内の被相続人から贈与を受けた財産  
→ 相続税の対象

# 2.1 暦年課税の仕組み

財務省HPより



税率	課税財産額(基礎控除後の課税価格)		
	改正前	改正後(軽減)	
		直系尊属	一般
10%	200万円以下	200万円以下	200万円以下
15%	300万円以下	400万円以下	300万円以下
20%	400万円以下	600万円以下	400万円以下
30%	600万円以下	1,000万円以下	600万円以下
40%	1,000万円以下	1,500万円以下	1,000万円以下
45%	-	3,000万円以下	1,500万円以下
50%	1,000万円超	4,500万円以下	3,000万円以下
55%	-	4,500万円超	3,000万円超

改正後の税率は、平成27年1月1日以降の贈与に適用

基礎控除後の課税価格	現行		改正後(軽減)			
	税率	控除額	20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合		左記以外の場合	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-	10%	-
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下			45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下			50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超			55%	640万円		

## 2.1 贈与税の配偶者控除の特例

- ・ 基礎控除(110万円)とは別に、最高2000万円を課税価格から控除できる。贈与から3年以内に配偶者が亡くなっても贈与に戻らない。
- ・ 適用要件
  - 婚姻期間が20年以上(婚姻の届出の日から贈与の日)
  - 居住用不動産、又は居住用不動産を取得するための金銭  
→国内にある居住用の土地、借地権又は家屋(含増築)  
(金銭よりも土地・建物の方が得！→相続税評価額と同じ  
時価より割引かれる。2500万円×8割=2000万円)
  - 取得の翌年3月15日までに居住し、その後も引き続き居住する見込みであること(売却まえに慌てて行わない)
  - 過去に当該特例を利用していないこと  
(同じ配偶者から一生に1回のみ→非課税枠をフル活用したければ慎重に検討)
  - 一定の書類を添付して必ず申告すること(贈与税ゼロでも)  
(但し、登録免許税や不動産取得税は、相続に比べて高い)

## 2.1 相続時精算課税(暦年課税との比較)(1)

		暦年課税制度	相続時精算課税制度
狙い		相続税回避の防止→相続させない 相続財産に含まれない(3年以内 の贈与は相続財産に含まれる)	相続の前倒し(促進) 相続財産に含まれる <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 10px;">平成15年1月1日 ～平成26年12月31日 適用対象の住宅の新築、 取得又は増改築</div>
贈与者		制限なし。親族間のほか、第三者 を含む。	65歳以上の親(住宅取得等資金の場合、 年齢制限なし)⇒(改正後)60歳以上
受贈者		制限なし	20歳以上(1月1日時点)の子供(代襲相 続人を含む)⇒(改正後)孫も含む
贈 与 時	非課税枠	贈与を受ける人ごとに毎年、年間 110万円(基礎控除)	贈与をする人ごとに生涯にわたり(一生 に一度)2,500万円(特別控除額)
	税金	(贈与価額－110万円)×超過累 進税率	(贈与－2,500万円)×単一課税率20%
	計算期間	暦年(1/1から12/31)	届出後相続開始まで
	申告	非課税枠内であれば、申告不要	非課税枠内でも、適用を受ける子供は、 贈与を受けた翌年の2/1から3/15までに 申告。
	納付	贈与時に完了	贈与税がある場合は納付し、相続時に 精算

## 2.1 相続時精算課税(暦年課税との比較)(2)

		暦年課税制度	相続時精算課税制度
相続時	税金	相続税の計算には関係しない。但し相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加えて相続税を計算	相続財産に贈与財産(贈与時の価額)を加えて相続税を計算。(生前贈与の時に支払った贈与税を相続税額から控除して精算)
	贈与財産価額	贈与時の価額(時価)	贈与時の価額(時価)
	過大贈与税額	—	還付(支払った贈与税が相続税より過大)
	節税効果	ある。贈与財産は、相続時に計算の対象外になるので、その分は、財産が減少し、相続税が安くなる	ない。すべて相続時に合算されて相続税がかかる。但し、贈与時の価額で合算されるため、相続時に値上がりすれば、間接的に節税になる
メリット		相続財産を減らすことが可能なので、結果的に相続税が安くなる  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">子が借金するくらいなら 早めの相続がお得</div>	好きなタイミングで贈与できる。 (相続発生時に相続税が発生しない場合は一時的な税負担にはなる) 収益物件を生前贈与することで、収益物件の果実が受贈者に移転する
デメリット		一度に大型贈与がしにくい	一度この制度を選択すると、その贈与者については、暦年課税制度が使えなくなる

## 2.1 相続時精算課税の計算例

財務省HPより

3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)		暦年課税 の場合
贈与時	<p>①贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率</p> <p>贈与額: 3,000万円 非課税枠: 2,500万円 税率: × 20% 納付税額: 100万円</p>	【参考】 納付税額 1,036万円
相続時	<p>贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算</p> <p>贈与額: 3,000万円 相続額: 1,500万円 4,500万円 &lt; 基礎控除: 4,800万円 ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付</p>	無税
合計納税額		0円
		1,036万円

○ 相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制)

【改正前】

贈与者: 65歳以上の親

受贈者: 20歳以上の推定相続人

【改正後】

贈与者: 60歳以上の親

受贈者: 20歳以上の推定相続人及び孫

(注)改正後の制度は、平成27年1月1日以後の贈与に適用。

# 2.1 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置

財務省HPより

○ 非課税枠(注1)

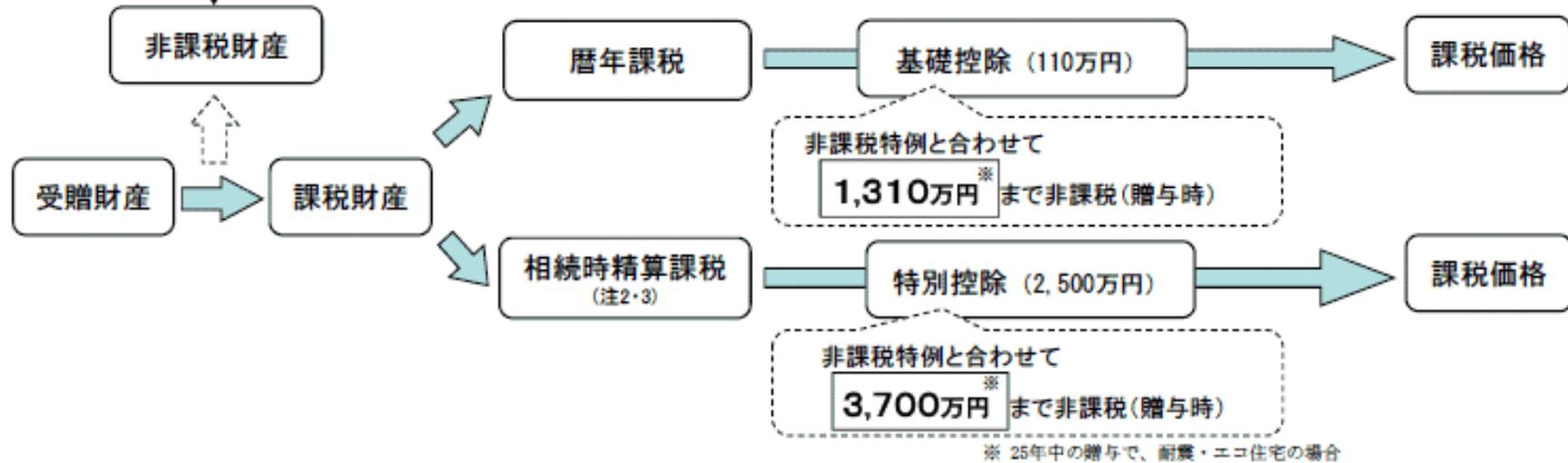
	平成24年	平成25年	平成26年
耐震・エコ住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般住宅	1,000万円	700万円	500万円

・耐震住宅…耐震等級2以上又は免震建築物に該当する住宅  
 ・エコ住宅…省エネ等級4の住宅  
 (対象住宅の床面積：50㎡以上240㎡以下)

○ 受贈者：20歳以上の者  
 合計所得金額2,000万円以下

○ 贈与者：受贈者の直系尊属(年齢要件なし)

○ 暦年課税適用者と相続時精算課税適用者の双方が利用可能

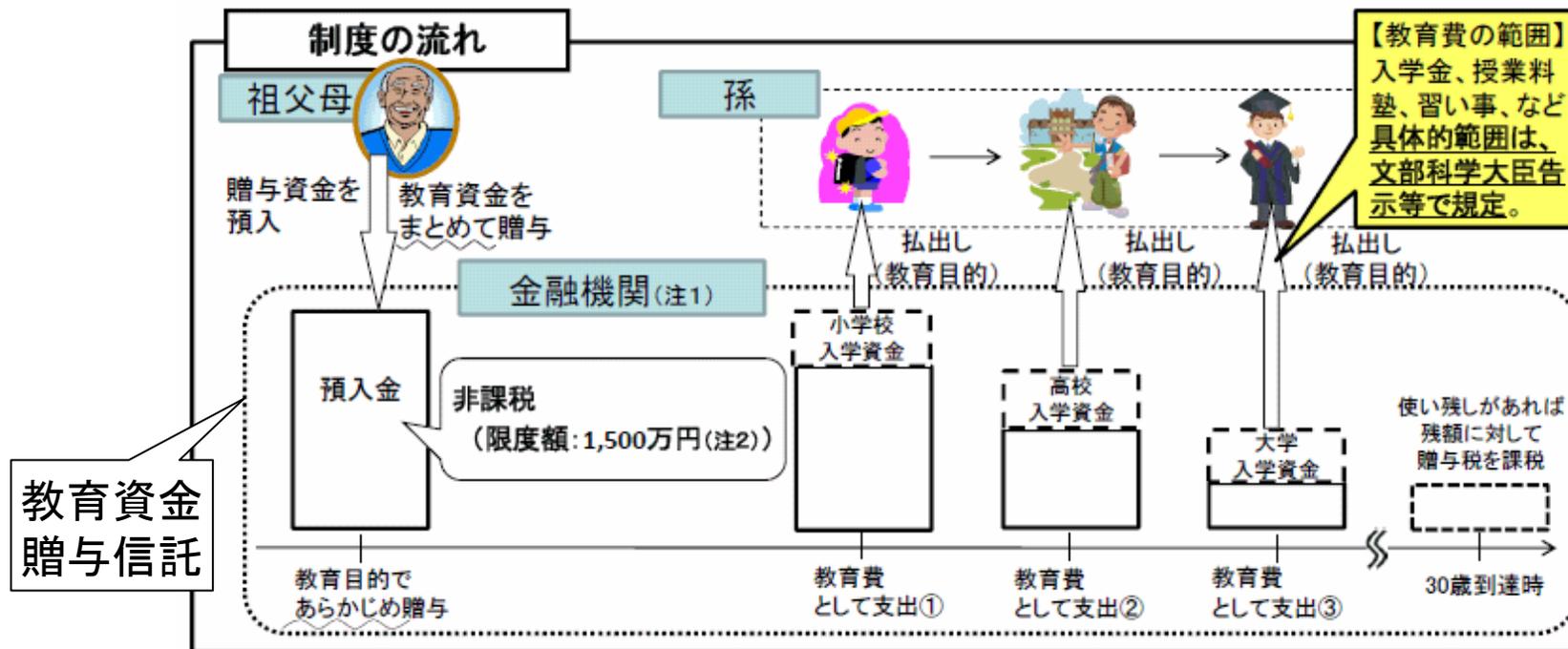


- (注1) 東日本大震災の被災者については、1,500万円又は1,000万円の非課税枠が3年間継続し、床面積の上限なし。
- (注2) 贈与者の年齢要件に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)の適用期限は、平成26年12月31日。
- (注3) 相続時精算課税制度を選択した場合、相続時に他の相続財産と合わせて相続財産として相続税で精算する必要がある。

# 2.1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

財務省HPより

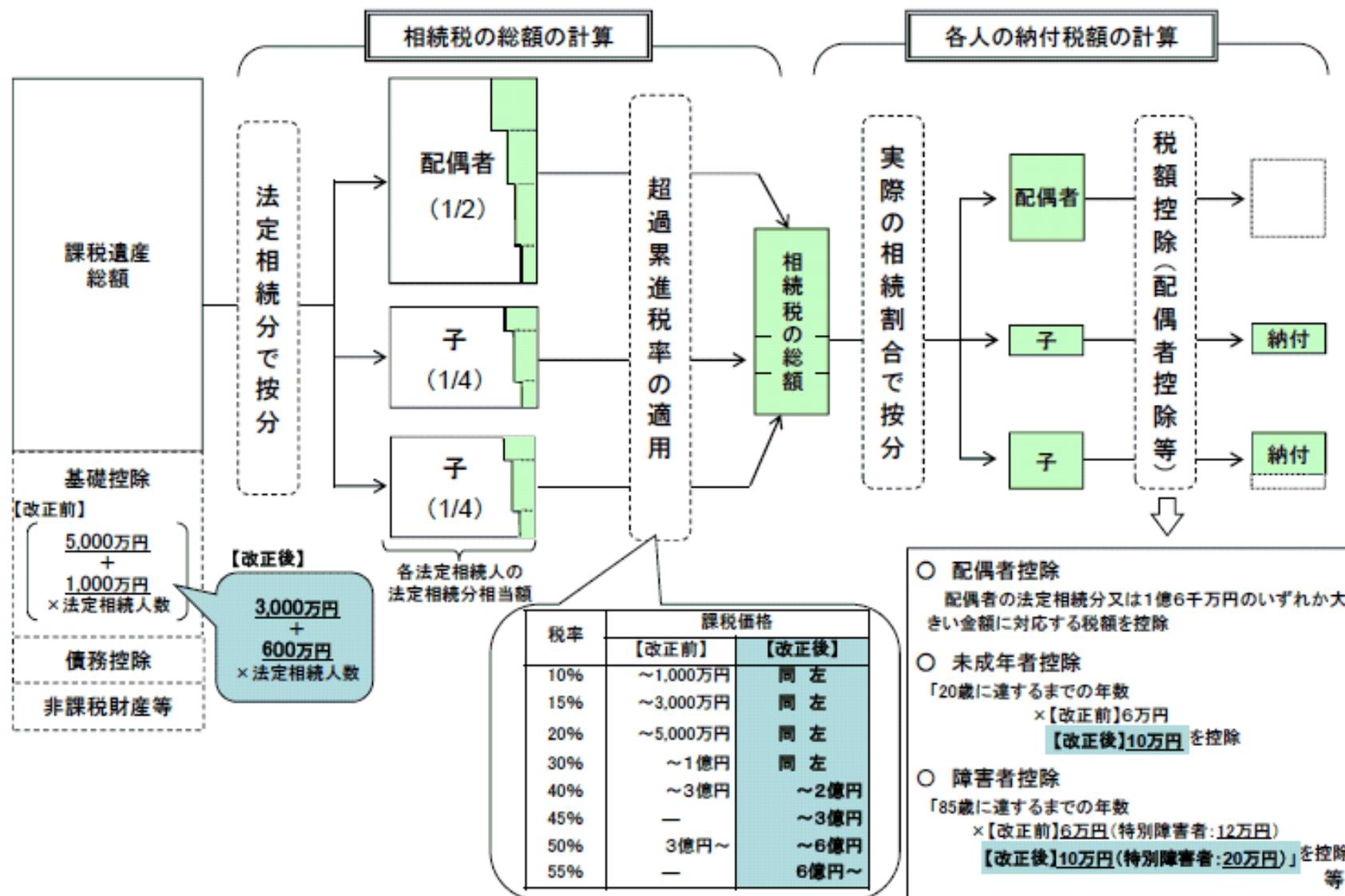
- 祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。— **注意: 元々、扶養義務者による生活費・教育費の贈与は非課税**
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。



(注) 1 金融機関とは、信託会社(信託銀行を含む。)、銀行等及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)  
2 学校以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。  
3 贈与者の死亡前3年以内に教育資金の一括贈与が行われた場合であっても、相続税の課税価格に加算されない

# 2.2 相続税の概要

財務省HPより



## 2.2 相続税の増税(平成27年1月1日より)

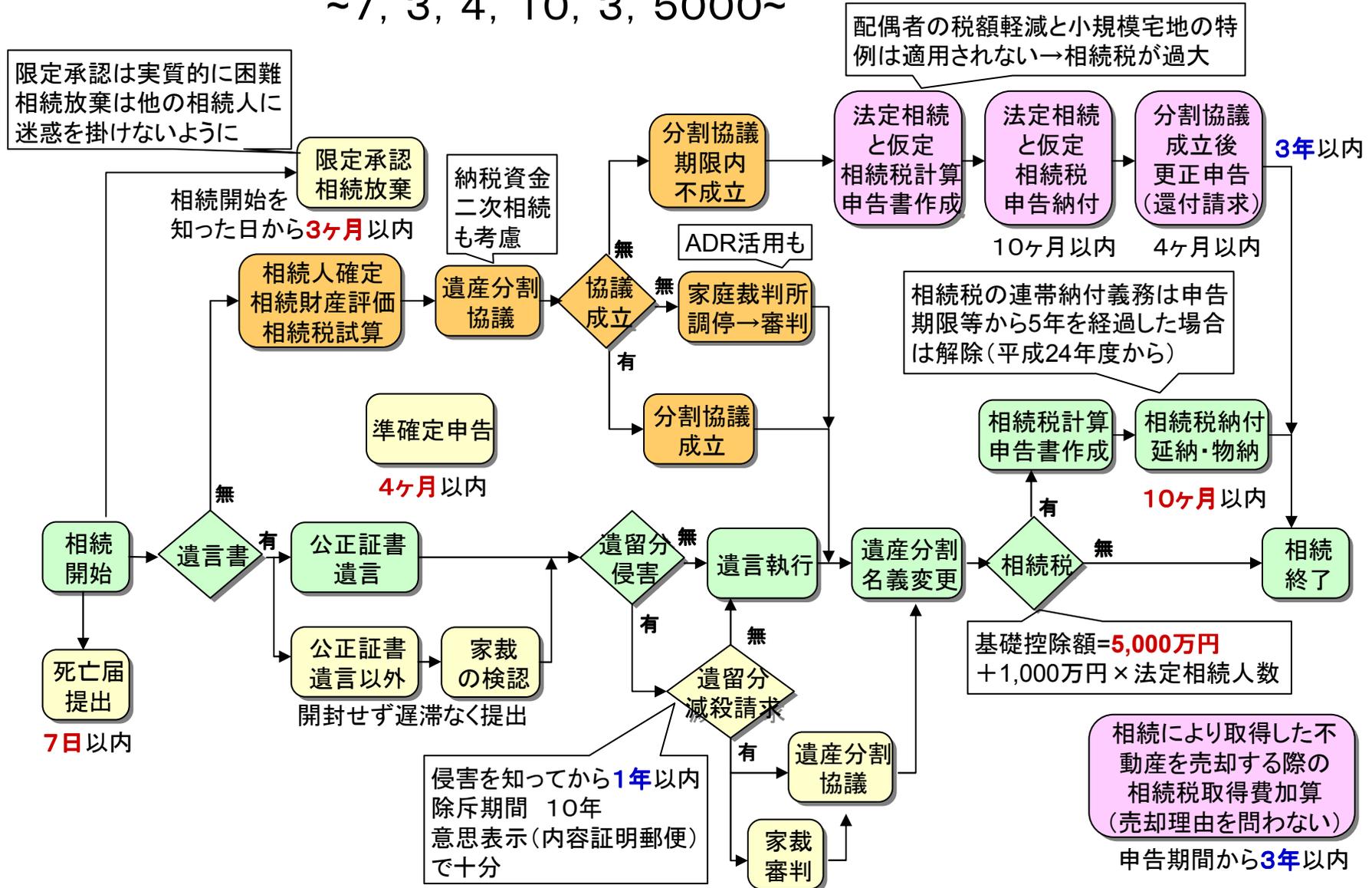
- 相続税の基礎控除額の縮小(4割カット)
  - 「5000万円+1000万円×法定相続人数」  
⇒「3000万円+600万円×法定相続人数」
  - 配偶者と子供2人の場合: 控除額は8000万円→4800万円
  - 相続財産が8000万円の場合、相続税はゼロ→?万円へ
  - 相続税の申告割合は、4%→6%程度に上昇
  - 大都市圏では、戸建の家を持っていると相続税がかかる?
- 相続税の税率アップ
  - 3億円以上の資産家に影響

- 未成年者・障害者控除の拡大
  - 未成年者控除: 「20歳になるまでの1年につき6万円」⇒**10万円**
  - 障害者控除: 「85歳になるまでの1年につき6万円」⇒**10万円**
    - 特別障害者(障害者1・2級)の場合には12万円(改正後**20万円**)

課税標準	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

# 3. 相続手続の流れとタイムリミット

~7, 3, 4, 10, 3, 5000~



# 3. 相続手続きの手順

大きく分けて、3つの段階に分かれる

## 1. 相続人の確定

- 誰が相続人なのか？
- 相続の承認、放棄、限定承認の確定
- 各相続人の相続分は？

## 2. 遺産の調査・評価

- 何が分割対象となる遺産なのか？
- 相続税の総額は幾らくらいか？

## 3. 遺産分割協議

- 遺産をどのように分けるのか？

## 4. 協議に基づく分配(相続財産の名義変更)

## 5. 相続税の申告・納付

## 6. 資金対策、節税対策

- 相続発生前から対策を！

特別受益制度:

被相続人からの遺贈、または婚姻、養子縁組若しくは生計の資本として生前に受けた贈与を、相続財産(相続発生時の額)に戻して計算する制度

寄与分制度:

財産の維持、増加への特別な寄与(貢献)分。相続人が対象事業に関する労務の提供・財産の給付、被相続人の療養看護その他の方法  
介護、同居(判例上は認められない行為でも、配慮が必要)

無理をしない。制度変更が多い→専門家に相談

- 生命保険の非課税枠活用
- 居住用財産の配偶者贈与
- 直系尊属から住宅取得資金の贈与の非課税措置
- 相続時精算課税(住宅取得等資金の贈与特例はH26まで延長)
- こまめに暦年贈与(連年贈与に注意)

## 4. 法定相続人の範囲と順位

	血族相続人	配偶相続人
第1順位	子 (またはその代襲相続人)	配偶者
第2順位	直系尊属(被相続人の父母等)	
第3順位	兄弟姉妹(またはその代襲相続人)	

配偶者は常に相続人

子がいる場合。子がすでに死亡している場合はその子が代わりに相続

子や孫がいない場合、またはそれら全ての子や孫が相続放棄した場合で、直系尊属(父母等)がいる場合

子や孫、父母等がいない場合、またはそれら人の全てが相続放棄した場合で、兄弟姉妹がいる場合。兄弟姉妹が死亡している場合は、その子(甥・姪)が代襲相続する再代襲は無い。

## 4. こんなケースは相続人になる？ならない？

胎児	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相続権があります</li> <li>②但し、死産の場合は、相続人になりません</li> </ul>	<p>民法と相続税法で異なる (立法趣旨が違う)</p>
非嫡出子	<ul style="list-style-type: none"> <li>①認知された非嫡出子だけが父親の相続人になれます</li> </ul>	
養子	<ul style="list-style-type: none"> <li>①実子と同じに扱われ、相続権があります(養子の数に制限あり)</li> <li>②実親の相続人にもなります <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実子がいる: 1人。実子がない: 2人</span></li> <li>③但し、特別養子の場合は、実親との親族関係が切断され、養父母の相続人になるだけです(実子と同じ)</li> <li>④養子の連れ子(被相続人の孫)は代襲相続権はありません</li> </ul>	
離婚した元妻と子	<ul style="list-style-type: none"> <li>①元妻は赤の他人。相続人ではなくなります</li> <li>②子は、嫡出子としての相続権があります</li> </ul>	
半血兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"> <li>①父母の相続の場合は、全血兄弟と同じ相続権があります</li> <li>②兄弟姉妹間の相続では、全血の1/2の相続権があります</li> </ul>	
再婚した妻と連子	<ul style="list-style-type: none"> <li>①再婚した妻は、当然、相続人になります</li> <li>②しかし、連子は被相続人と養子縁組をしていない場合は、相続人にはなれません(養子になれば実子と同じ扱い)</li> </ul>	
内縁の配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①未入籍の夫婦(事実婚)は、お互いに相続人にはなれません</li> </ul>	

## 4. 各相続人の法定相続分

相続順位	血族相続人	配偶者相続人
第1順位 子がいる場合	2分の1を人数割り (非嫡出子は嫡出子の1/2)	2分の1
	配偶者が既に死亡している場合は全財産が子の分になる 子が死亡し孫がいる場合は、孫が子に代わって代襲相続する	
第2順位 子がない場合。直系尊属がいる場合	3分の1を 人数割り	3分の2
	配偶者が既に死亡している場合は全財産が直系尊属の分になる	
第3順位 子・父母共にいない場合 兄弟姉妹がいる場合	4分の1 を人数割り	4分の3 半血兄弟は全血兄弟の1/2
	配偶者が既に死亡している場合は全財産が兄弟姉妹の分になる。兄弟姉妹が死亡している場合は、その子(甥・姪)が代襲相続する。再代襲は無い	

## 4. 単純承認・限定承認・相続放棄

- 相続人の選択肢      ~相続財産を受け継ぐ手続~

単純承認	相続人は全面的に被相続人の権利・義務を引き継ぐ ・手続きは不要。相続開始を知った日から3ヶ月以内に限定承認、相続放棄しない、等の場合には単純承認したと見なされる
限定承認 (約1千件/年)	相続人が相続によって取得する財産の範囲においてのみ相続債務を負担する ・相続人全員で、3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する ・全員の合意が必要(一人でも反対すればできない)
相続放棄 (約16万件/年)	遺相続財産の中で債務が多いとき、相続財産がいないとき等に、相続人としての全ての権利・義務から免れる ・相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する ・相続人一人でもできる (→しかし場合によっては全員で放棄) ・相続放棄をした者は初めから相続人でなかったと見なされる ・代襲相続はない。 ・3ヶ月以内でも撤回は認められない。詐欺・脅迫の場合は再度家裁に申述して取り消すことができる (生前に相続放棄はできない)

## 4. 相続欠格、相続人の廃除

～相続人の地位の喪失～

- 法律で定める欠格事由にあたる行為をした者は、当然に相続人の資格を剥奪される。
- 遺言で相続欠格者に相続させるとしても認められない。
  - ① 被相続人や自分より先の順位や同順位の相続人を殺したり、殺そうとし、刑に処せられた者
  - ② 被相続人が殺されたことを知っていながら、犯人を告訴しなかった者
  - ③ 被相続人を騙したり脅したりして、被相続人が遺言したり、遺言を取り消したり、変更することを妨害した者
  - ④ 被相続人を騙したり脅したりして、被相続人に遺言を書かせたり遺言を取り消しさせたり、変更させたりした者
  - ⑤ 被相続人の遺言書を故意に偽造、変造、破棄、隠匿した

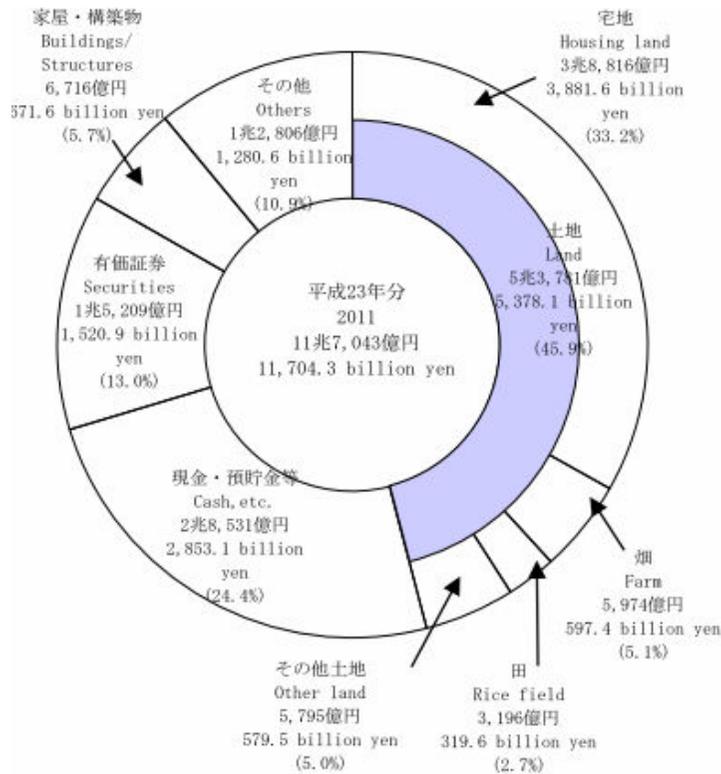
## 4. 相続欠格、相続人の廃除

～相続人の地位の喪失～

- 廃除とは、相続欠格者ほどではないが、相続させるのが不都合な場合、その相続人が兄弟姉妹であれば遺留分がないので、遺言で遺産を与えないようにすればよいが、その他の相続人の場合は、遺留分があるため、遺言でもすべての相続権を奪うことはできない。そこでこれらの者から遺留分を否定し、すべての相続権を奪う制度。
  - ① 被相続人に対する虐待、若しくは重大な侮辱
  - ② その他の著しい非行
- 単なる感情のもつれ程度では認められない。特に、配偶者の廃除は余程のことがない限り認められないのが現状です。
- 廃除の手続きは、被相続人が生前に家庭裁判所（審判・調停）に請求できますし、遺言でも可能です。
  - － 遺言による場合は、遺言執行者が、家庭裁判所に請求し、決定されるので、必ず遺言執行者を遺言書の中に記載しておく必要がある。
  - － 遺言による廃除を後の遺言で取り消すこともできる。

# 5. 相続税の種類別取得財産価額(平成23年分)

財務省HPより



## ●相続税のかかる財産を残した人の数

- 平成23年中の死亡者数約125.3万人のうち、約5.1万人(課税割合は約4.1%)が相続税のかかる財産を残している。
- 一人あたりの課税価額は約2億円で、相続税は約2400万円(負担割合は約11.6%)です。

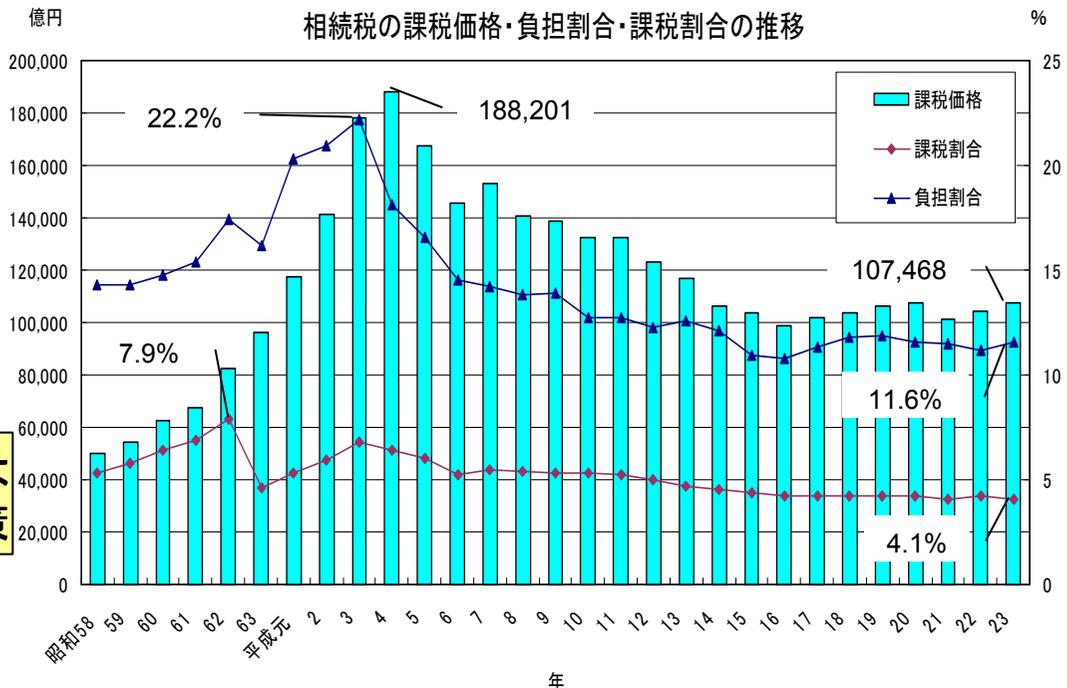
## ●不動産が全体の5割を超える

- 土地: 45.9%
- 家屋構築物: 5.7%

## ●金融資産は4割弱

- 現金預貯金: 24.4%
- 有価証券: 13.0%

相続対策は  
不動産対策



# 5. 資産(課税価額)の調査・評価

- 不動産: 登記簿謄本、路線価等
- 家屋・構築物: 固定資産評価証明書
- 事業用財産
- 有価証券: 証券会社
- 現金・預貯金等: 残高証明
- 家庭用財産
- その他の財産
  - 生命保険金: みなし相続財産(控除額: 500万 × 相続人数)
    - 法定相続人 ~~(27年改定後: 未成年者・障害者・同一生計親族に限る)~~
  - 退職手当金: みなし相続財産(控除額: 500万 × 相続人数)
  - 立木・庭石
  - その他: ゴルフ場会員権(時価の7割)、骨董品など
- 相続時精算課税適用財産の価額
- 相続開始前3年以内の贈与財産の価額
- 債務等(債務、葬式費用など)

評価額を下げる工夫  
必要に応じ測量 縄延び

インターネット口座、  
隠し口座等注意

二世帯住宅、老人ホーム入所は  
要注意

緩和される

面積要件が緩和される

小規模宅地等についての相続税の課税価額の特例:  
例えば  
特定居住用宅地等については240㎡は80%の減額

適用が厳格になった

# 5.1 不動産(課税価額)の調査・評価

## • 土地評価: 土地は一物多価

- 路線価が付されている地域: 「路線価 × 面積」で評価
- 所有土地の前面の道路の価格に面積を乗じる

土地の形状や道路付等の状況を加味して評価額が決まる

- 「300C」の「300」は1平米当たり300千円で、「C」は借地権割合が70%を示す(借地権割合はAの90%からGの30%まで。10%刻み)
- 利用状況ごとの評価は下記の通り。
  - ・ 自用の場合:  $30\text{万円} \times 250\text{平米} = 7500\text{万円}$
  - ・ 借地の場合:  $7500\text{万円} \times 70\% = 5250\text{万円}$
  - ・ 貸地の場合:  $7500\text{万円} \times (1 - 70\%) = 2250\text{万円}$
  - ・ 貸家建付地の場合:  
 $7500\text{万円} \times (1 - 70\% \times \text{借家権割合} 30\%) = 5925\text{万円}$

## - 路線価がない地域

- 固定資産税の評価額に倍率を乗じた価額を使用

## - 広大地の評価:

都市計画法での開発行為を行った場合に道路等が必要な土地(500 m<sup>2</sup>以上)の評価は特殊。  
1000 m<sup>2</sup>の場合は補正率は55%

## • 建物評価

### - 「固定資産税の評価額」を使用

- 自用の場合: 固定資産税評価額
- 貸家の場合: 固定資産税評価額 × (1 - 30%)



## 5.2 小規模宅地等特例の改正(適用対象面積の拡大)

- 小規模宅地等の特例とは:

- 相続人が相続した自宅や会社の土地・建物などを相続税の支払いのために手放さないですむように、**一定の条件を満たす場合**、80%減額という大幅な相続税の評価減を受けられる制度。

- 特定居住用宅地等: 240平米まで80%減額
- 貸付事業用宅地等: 200平米まで50%減額
- 特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等: 400平米まで80%減額

2010年度改正で、居住や事業を継続しない者は、本特例が受けられなくなった

- 居住用宅地の適用面積が**240m<sup>2</sup>から330m<sup>2</sup>**に拡大:

- 50万円 × 400平米 = 2億円 (路線価50万円/平米で400平米の自宅)
- 50万円 × 80% × **330平米** = 1億3200万円 (特例の減額)
- 2億円 – 1億3200万円 = 6800万円 (この価額で相続税を計算)

- 貸付事業用宅地についてもメリットあり

- 居住用宅地の限度面積に満たない部分については、不動産賃貸用の土地(貸付事業用宅地等)からも適用(調整計算あり)が受けられる。

- 居住用宅地と事業用宅地の完全併用可能

- 改正前: 両方合わせて400m<sup>2</sup>までの適用。
- 改正後: 330m<sup>2</sup>と400m<sup>2</sup>を合計した730m<sup>2</sup>まで80%減額できる。

- 平成27年1月1日から適用

## 5.2 小規模宅地特例の改正（適用要件の緩和）

- この特例は「相続人と被相続人が同居」が前提であった
  - 被相続人の居住用宅地については、
    - 被相続人の配偶者が取得している
    - 同居親族が取得し、申告期限まで居住し、かつ、申告期限まで有している
    - 非同居親族でも、被相続人に配偶者及び同居親族がなく、取得親族に持家がなく、かつ、その宅地等を申告期限まで有している
  - 被相続人と生計を一にしていた親族の居住用宅地については、
    - 被相続人の配偶者が取得している
    - 同一生計親族が引き続きその家屋に居住し、かつ、申告期限まで有している
- 二世帯住宅の敷地の場合
  - 同じ建物でも親子で一階と二階に分かれて住んでいて、入口が別々の場合、中でつながっていないと特例は非適用
  - 改正後：中でつながってなくても適用（適用要件の緩和（1））
- 老人ホームへ入所した後の敷地の場合
  - 被相続人が老人ホームに入所の場合も適用には厳しい条件があった
    1. 介護が必要なために入所
    2. 入所後も自宅を他人に使わせていない
    3. いつ戻ってきてもいいように自宅を維持管理している
    4. ホームの所有権や終身利用権を取得していない
  - 改正後：以下の2つの要件のみとなる（適用要件の緩和（2））
    1. 介護が必要なために入所
    2. 自宅を貸し付け等の用途に使われていない
- 平成26年1月1日から適用

2010年から適用

# 6. 相続税額は幾ら(相続税額早見表)

- 相続税額早見表で確認すれば計算する手間が省ける

(法定相続で相続した場合です)

ー 現行

ー 改正後(平成27年1月1日～)

- 改正により増税になります

- 2次相続の相続税も確認

(改正後による)

ー 例えば、課税価格が10億円で法定相続人が配偶者と子2人の合計3人の場合には、1次相続での相続税は1億7,810万円

ー 2次相続では、1次で配偶者(固有財産なし)が遺産の半分の5億円を相続した場合には、2次相続の相続税は1億5,210万円になる。1次2次トータルで3億3,020億円となる

ー 実際には相次ぎ相続の場合は相続税は減額される

		相続人が配偶者と子の場合				相続人が子のみの場合			
		配偶者	配偶者	配偶者	配偶者				
		子1人	子2人	子3人	子4人	子1人	子2人	子3人	子4人
相続財産総額・億円	0.7	0	0	0	0	100	0	0	0
	0.8	50	0	0	0	250	100	0	0
	0.9	100	50	0	0	400	200	99	0
	1	175	100	50	0	600	350	200	100
	1.2	325	225	163	100	1,100	650	449	300
	1.5	600	463	350	288	2,000	1,200	900	700
	1.8	950	725	613	500	3,100	1,900	1,399	1,150
	2	1,250	950	812	675	3,900	2,500	1,800	1,450
	2.5	2,000	1,575	1,375	1,238	5,900	4,000	3,000	2,400
	3	2,900	2,300	2,000	1,800	7,900	5,800	4,500	3,500
4	4,900	4,050	3,525	3,250	12,300	9,800	7,700	6,500	
5	6,900	5,850	5,275	4,750	17,300	13,800	11,700	9,600	
10	18,550	16,650	15,575	14,500	42,300	32,100	31,900	29,600	

相続財産総額・億円	0.4	0	0	0	0	40	0	0	0
	0.5	40	10	0	0	160	80	19	0
	0.6	90	60	30	0	310	180	120	60
	0.7	160	112	79	50	480	320	219	160
	0.8	235	175	137	100	680	470	329	260
	0.9	310	240	200	162	920	620	480	360
	1	385	315	262	225	1,220	770	629	490
	1.2	580	480	402	350	1,820	1,160	930	790
	1.5	920	747	665	587	2,860	1,840	1,440	1,240
	1.8	1,370	1,100	992	900	4,060	2,740	2,040	1,720
2	1,670	1,350	1,217	1,125	4,860	3,340	2,459	2,120	
2.5	2,460	1,985	1,799	1,687	6,930	4,920	3,959	3,120	
3	3,460	2,860	2,540	2,350	9,180	6,920	5,460	4,580	
4	5,460	4,610	4,154	3,850	14,000	10,920	8,979	7,580	
5	7,605	6,555	5,962	5,500	19,000	15,210	12,979	11,040	
10	19,750	17,810	16,634	15,650	45,820	39,500	34,999	31,770	

# 6. 相続財産評価と相続税総額の計算(1)

資産	評価額	法定相続人	法定相続で仮分割割合	仮取得額	相続税金額
土地	+	妻	0.50	●	→
建物	+	長男	0.25	●	→
有価証券	+	長女	0.25	●	→
現金・預貯金	+	合計	1.0		総額
他(不含非課税財産)	+				
みなし相続財産(非課税枠控除後)	+				
資産小計(遺産総額)					
債務・葬式費用等	-				
相続時精算課税贈与	+				
暦年課税贈与(3年以内)	+				
課税価格合計					
基礎控除額(5000万円+1000万円×法定相続人数)					
課税遺産額					
相続税総額					

課税遺産額(改正後)	税率	控除額
0 10000000	10%	0
10000000 30000000	15%	500000
30000000 50000000	20%	2000000
50000000 100000000	30%	7000000
100000000 200000000	40%	17000000
200000000 300000000	45%	27000000
300000000 600000000	50%	42000000
600000000	55%	72000000

控除額110万円を差し引いた金額に税率(200万円以下10%)を乗じて税額を計算

注意: 相続税の基礎控除や税率構造の見直し、死亡保険金にかかわる相続税の非課税の見直し、贈与税の税率構造の見直し、は先送りになりました

## 6. 相続税総額から各人納付税額の計算(2)

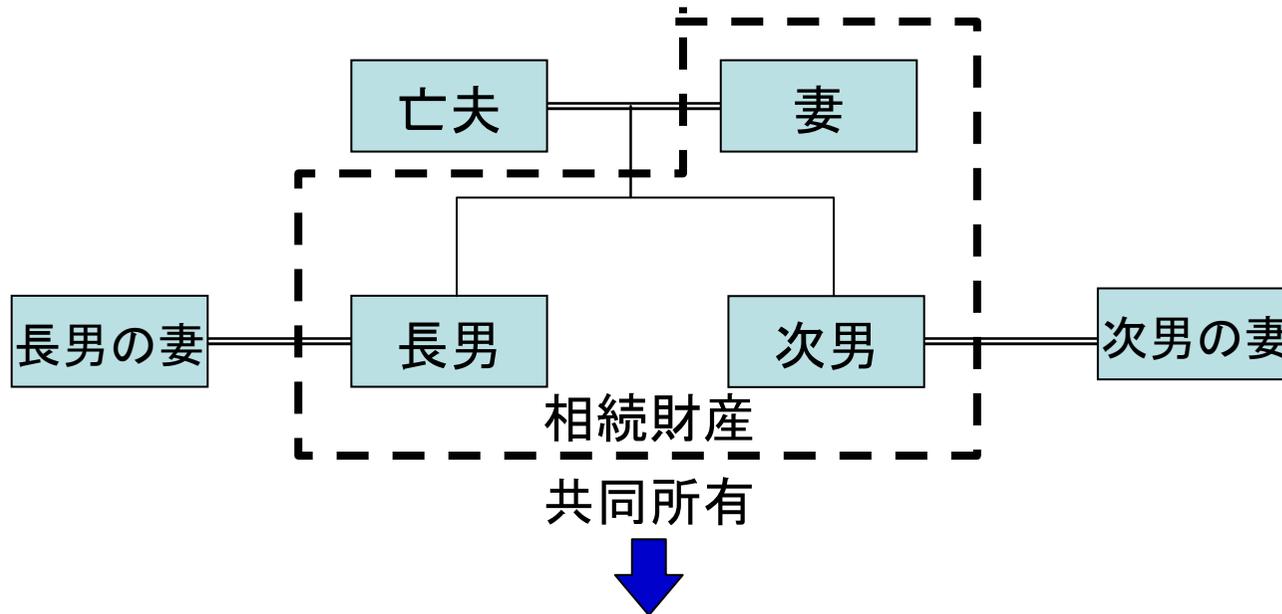
法定相続人	法定相続		相続税金額
	割合	金額	
妻	0.50	→	
長男	0.25	→	
長女	0.25	→	
合計	1.0		総額

相続税額の2割加算(配偶者と一親等の血族以外)  
 贈与税控除(3年以内の暦年贈与分)  
 配偶者の税額控除  
 (法定相続分以下か1億6千万円の多い方)  
 未成年者控除(法定相続人のみ)  
 障害者控除(法定相続人のみ)  
 相次相続控除  
 在外財産に対する相続税額の控除

実配分課税価額	配分割合	相続税総額	各人の相続税	税額加算・税額控除	相続時精算課税による贈与税控除額	各人の納付税額
→	0.55	× 総額	→			
→	0.30		→			
→	0.15		→			
	1.0					

相続時精算課税贈与: 生前贈与時に贈与税(特別控除限度額2500万円、超過額に対して20%)を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除。贈与税・相続税を通じた納税が狙い。

# 7. 遺産分割協議



各相続人が単独で処分できない→相続人間で分割協議  
揉めごと、こじれると…①調整・審判(家庭裁判所)  
②訴訟

## 分割方式

- ①現物分割: 遺産を現物のまま分割。分割の原則的方法
- ②換価分割: 全部又は一部を金銭に換価し分割する方法
- ③代償分割: 特定者が遺産を相続し、その代償として自己の固有財産を他の相続人に支払う方法

# 7. 遺産分割協議

- 遺産分割とは、被相続人の遺産を各相続人に分配し、各相続人の取得分を夫々に確定すること
  - 遺言に遺産分割の方法が指定されていても、全ての財産について具体的に記載されていない場合がある
  - 相続人には、包括受遺者も含む。未成年者の場合は、特別代理人(一般には親族から選任)が必要。
- 遺産分割協議書とは、遺産分割協議の結果が相続人全員の合意により適正に成立したことを示す書面
  - 高齢者は認知症の恐れ(法定後見人の選任も)。地方だと方言が難解
  - 一旦合意すると、やり直しは殆ど効かない
- 遺産分割協議書の方式は特段決められていない。協議書の作成期限もない
  - 「配偶者の税軽減の特例」や「小規模宅地等の特例」を受けるには、相続税の申告期間までに分割が済んでいる事  
(申告期間後3年までは更生申告(還付請求)が可能)
- 相続人全員の合意があれば、遺言と違った内容でもよい
- 相続人全員の署名捺印(実印)が必要
  - 遺産分割協議書は、常に印鑑証明書とセットで使用

## 8. 節税対策

- 基本は、課税対象額の圧縮。贈与や不動産評価の制度を利用して、遺産の評価額を減らすか、非課税・基礎控除の金額を増やすかを工夫すること。
  - 生前贈与：一番確実に効果的
    - 暦年課税：基礎控除の活用（長期間、大人数への贈与が基本）  
贈与額が一定額以下(200+110万円)なら、贈与税額は大きくない
    - 配偶者控除、教育資金贈与信託、住宅取得等資金の贈与の非課税
    - 相続時精算課税（節税？）→収益物件の贈与は所得税の節税に
  - 現金預金等の「カネ」を「モノ」に換える
    - 土地の相続税評価は時価の7~8割程度。貸家建付地は5~6割程度
    - 金銭でなくモノで遺す・贈与する。自宅のリホームや建替えの検討
  - 債務控除の利用（債務は時価で控除。借金を確実に返せるか？）
  - 課税財産を非課税財産へ（生命保険金の非課税枠、墓地等の購入）
  - 基礎控除額を増やす（相続人の数を増やす。長男の嫁や孫）
  - 一代飛び越し贈与：相続税を一回節約。二割加算の負担を減らす
- 贈与・節税のリスク：逆縁（結婚前、結婚後（子供なし））、親子不仲、争族

## 8. 節税・納税資金対策(生命保険の活用)

- 生命保険の非課税枠(「500万円×法定相続人数」)の活用
- 生命保険金を相続税に充当(相続財産を減らさない活用方法)
  - 保険金は相続税の対象になるので、それを考慮した保険金額を設定
- 生命保険料を生前贈与し、死亡保険金を一時所得で受け取る
  - 契約者と受取人は子、被保険者が親の生命保険に入る
    - 契約者(保険料負担者) …… 子 (親から生前贈与を受ける)
    - 被保険者 …… 親
    - 保険金受取人 …… 子
  - 一時所得の税負担は、比較的低い
    - 一時所得の金額 = (受取保険金 - 払込保険料の合計額) - 50万
    - 課税対象額 = 一時所得の金額 × 1/2
  - 毎年、最低税率(10%)の310万円までの保険料相当額の現預金を贈与すれば、相続税の節税対策と納税資金対策になる。
  - 仮に、子の3人に贈与すると、年間930万円、10年間で9,300万円の財産が移転。(年間60万円、10年間で600万円の贈与税が掛かる)
  - 子どもが親に保険を掛ける場合は、将来必ず保険金を受け取り、それを納税資金にあてるため、保険の種類は終身保険が最適
  - 高齢になるほど保険料が高くなるので早めの対策が必要

贈与の事実の  
立証が重要

## 9. 相続対策必要度チェックリスト

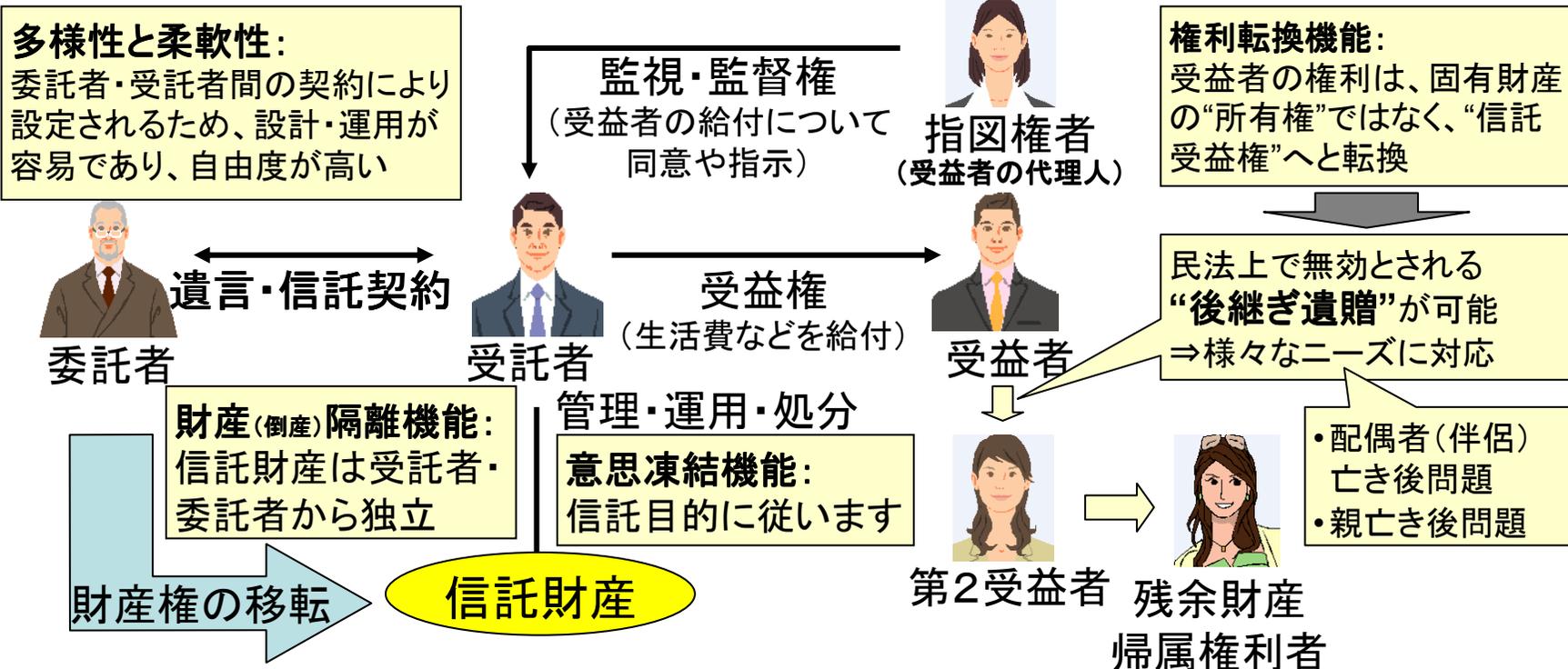
- 子供がいない⇒こじれる予感！
  - 相続人の数が増加する恐れがある
  - 普段交流のない相続人に財産が渡る可能性がある
- 特定の人に多めに財産を遺したいと思っている
  - 配偶者、障害児、事業承継者
- 財産を寄付することを検討している
- 推定相続人が4人以上いる
- 推定相続人が離れたところに住んでいて全員が集合しづらい
- 取引金融機関が複数に分散、あるいは離れたところにある
- 本人名義の不動産などが自宅と離れたところにある
- 相続人の間で遺産を分割する方針が決まっていない
  - 各々が勝手に想像。法定相続分は当然の権利だと期待
- 資産の中に賃貸不動産がある
  - 居住用不動産は果実を生まない
- 相続税がかかることが予想される

# 参考. 個人信託による財産管理と資産継承

「信託」とは、一般的には「信託して第三者に託すこと」を意味しますが、法律的には財産管理手法の1つとして、資産保有者(委託者)が“遺言”又は“信託契約”によって、信託できる相手(受託者)に対して資産(不動産・預貯金・有価証券等)を移転し、受託者は、一定の目的(信託目的)に従って、特定の人(受益者)のためにその資産(信託財産)を管理・処分する一連の仕組みです。

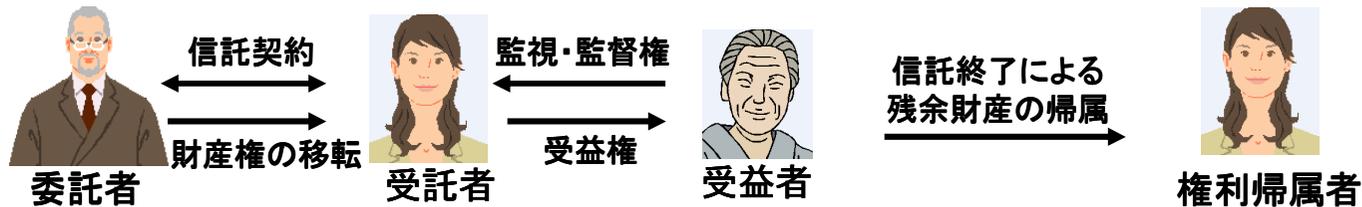
日本では、信託は馴染のない概念で普及していない  
2007年に新信託法が登場→混乱が予想される

「信託」と「委任契約」、「信託と契約」の概念も日本では不透明

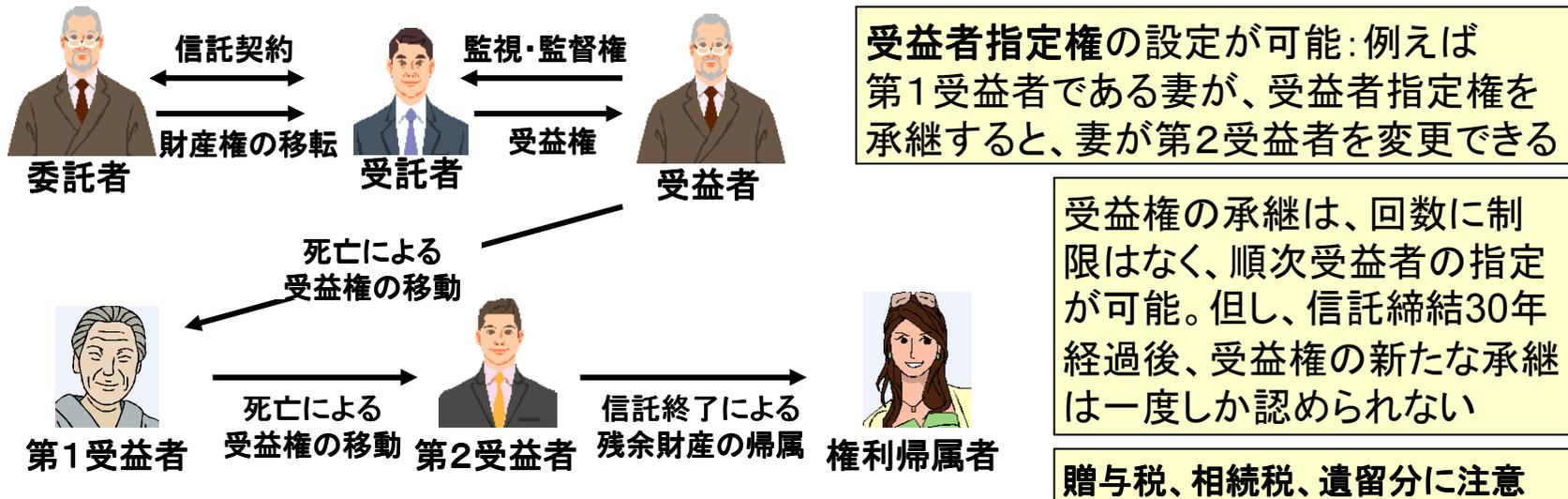


# 参考. 遺言信託(福祉型信託)の事例

- 遺言類似信託:
  - 遺言で信託設定⇒委託者死亡時に発効



- 遺言代用信託(後継ぎ遺贈型受益者連続信託):
  - 現受益者の有する信託受益権が当該受益者の死亡により、予め指定された者に順次承継される旨の定めのある信託



セカンドライフの安心設計  
-相続・贈与・遺贈-  
ご清聴有難うございました

次回8月24日(土) 13時30分～15時45分

～あなたの想いを有効に～

遺言書の書き方、残し方